

議案第71号

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、

この条例案を提出するものである。

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第59号）

新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） （2）—（4）（略） 2（略） 第16条—第24条（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子	第1条—第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） （2）—（4）（略） 2（略） 第16条—第24条（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子

どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 (以下略)

どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 (以下略)

議案第 71 号

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

児童福祉法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

各自治体 12 月議会での改正を予定

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）第 1 条（令和 7 年 4 月 25 日公布・令和 7 年 10 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法改正の内容に沿った条例改正を行うことで、適切な事務執行に資する。